

川崎市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 道路の占用の制限を解除する区域

第1次緊急輸送道路

路線名	道路の占用を制限する区間
県道106号 子母口綱島	市道尻手黒川交点（子母口交差点）～川崎市道宮内新横浜線交点

第2次緊急輸送道路

路線名	道路の占用を制限する区間
市道小田32号線	県道6号[東京大師横浜]交点～南部防災センター前

緊急輸送道路から災害拠点病院までの路線

路線名	道路の占用を制限する区間
市道新川通8号線	県道101号[扇町川崎停車場]交点（川崎病院入口交差点）～川崎病院交差点
市道宮前町9号線	川崎病院交差点～国道132号交点（教育文化会館交差点）

2 占用の制限を解除する対象物件

電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等が設置する新設電柱

3 占用の制限を解除する理由

緊急輸送道路ネットワーク計画が改定されたため。

4 占用の制限の解除の期日

令和8年4月1日